

NJ素流協 News

令和5年2月10日

第217号

令和5年2月10日発行・発行所 ノースジャパン素材流通協同組合 〒020-0024 盛岡市菜園1丁目3-6 (農林会館5階)
TEL 019(652)7227 / FAX 019(654)8533 / <http://www.soryukyo.or.jp/index.html>

東北地区原木トラック運送協議会 視察研修を実施

東北地区原木トラック運送協議会は、令和5年1月12日～13日に、3年ぶりとなる視察研修を行った。

今回の視察は、林業サプライチェーンの中軸となる原木流通において、「原木輸送を如何に効率よく大量輸送に結び付けるか？」をテーマに視察研修を行った。

1日目は、群馬県邑楽(おうら)郡に所在地を置く、東邦車輛株式会社本店 群馬製作所を訪問し、原木の大量輸送には欠かせないフルトレーラの製造工場を視察した。

東邦車輛株式会社 群馬製作所

1953年2月に設立した東急車輛株式会社が前身で、2012年4月に新明和工業株式会社のグループ企業になると同時に、商号が現在の東邦車輛株式会社となった。

●事業内容

被牽引車、各種自動車用車体の開発、

設計、製造、販売及び関連製品の製造販売

●取扱製品

トレーラ製品を中心にダンプ・タンクローリ・環境整備車両・特殊構内車両など年間2000台超を生産

●従業員 約390名

特徴的なのが、トレーラの車軸から車体まで自社開発・製造による一貫生産体制を行っているメーカーであること。受注設計の段階から発注者の要望を細部まで組み込んで造るため、他にはない一品一様で製造されている。お気に入りの車が出来ますよ!とのこと。

実際に工場を案内していただいた。自社生産したパーツ類が多く並べられていたのは圧巻であった。説明を聞くほどに、機械仕事ではできない「職人さん」の手仕事(ハンドパワー)が成す技が必要と感じた。トレーラ

の組立作業も溶接や取付けなど1台ごとに組み上げられていく。流れ作業での組み立てはしていない(1台毎に設計が違うから流れ作業は出来ないとのこと)。

トレーラの標準的な生産リードタイムは4カ月ほどで完成すると話していた。原木トラックの納期は2年と考えるとトレーラの納期は早い。車両価格は2～3割高になるのかもと話していたが、アフターフォロー(交換部品や車体のメンテナンス等)は万全ですよ!何故なら、車両が古くても部品は自社製品なので対応は可能とのこと。良いものは長く使えたと聞いたことはあるが、一貫生産体制のメリットはここにあるのではと思った。

色々な特殊車両があり、それぞれの構造や加工方法を聞くと、特車マニアがいたなら「激レア」では…。会場を本店2階会議室に移して、恒例の意見交換会を行った。一般貨物のトラックトレーラについての話は聞くことが多いが、原木運送のトラックトレーラについては直接聞く

機会は余りないと話しており、少しでも原木トラック運送について知ってもらえたのでは…。

また、原木運送の現場に対応できる構造変更や仕様についてなどの質問になったが、設計人からすると先ず安全性を重視した上で、新たな製品を開発していくことであった。



東邦車体株式会社群馬製作所の皆様と記念撮影

さらに、トラック業界は、2024年に、自動車運搬業務の年間時間外労働時間の上限が960時間に制限されることによる影響、通称2024年問題に対応しなければならず、ドライバーの確保が難しい状況下でトレーラの存在は大きいことを伝え、

今後とも原木運送にご協力いただけるようお願いした。

2日目は、埼玉県上尾市に所在地を置く、UDトラックス株式会社本社 上尾工場を視察した。原木運送には欠かせないトラック製造工場である。

一般貨物輸送に比べ、原木輸送があまり知られていない状況もあり、原木輸送のアプリールと林業用トラック開発についてご協力いただくための訪問であった。

UDトラックス株式会社

1935年にディーゼルエンジン製造を目的として、日本ダイゼル工業株式会社として設立された。独クルップ・ユンカー型2サイクルディーゼルエンジンの特許権を取得し生産を開始した。社名のUDはU(Uniflow) D(Diesel)の頭文字を用いて、UDトラックと名付けた。現在はUltimate Dependability (究極の信頼)を由来としている。また、2021年にポルグループから「いすゞ自動車株式会社」の傘下に入り現在に至る

●事業内容

大型トラックの開発、製造、販売、修理・三菱ふそうトラック・バス株式会社、いすゞ自動車株式会社からのOEM調達による小型・中型トラック販売・ボルボ、トラックの輸入販売

●生産台数 8000台/年

始めに、本社内にあるUDエクスペリエンス・センター(歴史館)を案内していただいた。設立当時に生産していた2サイクルディーゼルエンジンの模型があった。2サイクルと聞くと煙を吐いて走ったバイクが



ボンネット型6TW12

思い出される…。そこに、ボンネット型6TW12が展示されていた。剣道の面を付けたようなフロントマスクでレトロ感が漂っていた。その当時には珍しくパワーステアリングが付いており、積載量は10tで、速度は60km、高度経済成長(64年東京オリンピック)時に資材運搬などで大活躍したトラックであった。4サイクルディーゼルエンジンの普及により、2サイクルディーゼルエンジンは現在、低速船舶用に使われているとのこと。

現在のトラックは全て電子制御となり、ディーゼルエンジンからハイブリット・電気自動車(EV)、自動操縦へと変貌が一目でわかる施設であった。

続いて、組立工場を案内していただいた。組立を行う際にシャーシを180度回転させて、ハーネスの取り付けやシャフト類の組立作業を行うという特徴があった。作業員は下向きで作業するため作業効率も良く軽労化を図っていた。シャーシの下で作業をしないため、落下物による

労働災害もなく、安全対策としても有効的と話があった。また、パーツはオートマチックに台車で運ばれ、頭上に設置されているモニターに組み上げる順番が表示される。間違っているとエラーが表示され、訂正しない限り先へと進まないという製造管理がされている。経験が浅くても次に何をやるかモニターを見ればわかるのは凄いことだ！

また、車両塗装についても純正カスタムペイント(焼付塗装)を導入していた。焼付塗装は、塗料に熱を加えて硬化させ、素材の強度・防錆性・耐久性を高める加工方法で、洗車による色褪せなどが起こりにくいのが特徴。

会場をUDエクスぺリエンス・センター2階に移し、恒例の意見交換が行われた。

エスコットAT(電子制御トランスミッション)は、使い勝手が良くドライバーからも評判がよいとトラック協議会松田会長から話があった。また、トレーラをけん引するため、高出力のトラクタが必要となり現行

の420PSでは山道はきつく、480PSや500PSのトラクタを販売して欲しいとの要望も上げられた。原木運送において、トラクタは無くてはならないものであり、今後ともご協力を頂きたいとお願いした。



視察の様子

最後に、この度の視察を受け入れていただいた東邦車輛株式会社本店群馬製作所及び、UDトラックス株式会社 上尾工場、並びに、視察の企画にご協力いただいたUDトラックス岩手株式会社の皆様に、改めて厚く御礼申し上げます。

経営企画課 野田

トピックス

秋田県木連のシンポジウムで理事長が講演

1月26日、秋田県木材産業協同組合連合会が主催する、木材利用の国産材への転換促進を目的としたシンポジウムが行われました。

鈴木理事長は「国産材の利用拡大に向け、いま取り組むべきこと」をテーマに基調講演を行い、その後の意見交換会ではコーディネーターとして参加、十和田燐寸軸木株式会社常務取締役 波紫 慎太郎氏、有限会社二和木材 代表取締役 小笠原清貴氏、株式会社沓澤製材所 常務取締役 沓澤 俊和氏の3名のパネルとともにディスカッションを行いました。

コロナウイルス感染症で資金繰りに支障をきたしている事業者向けの支援があります!!

日本政策金融公庫では、新型コロナウイルス感染症により資金繰りに

著しい支障を来している又はおそれのある方を対象に長期運転資金の融資を行っています。

なお、この特例措置は、3月末までに公庫の融資決定が必要となっております。材価が夏以降低下したことから、出荷先等の情勢変化による影響等があり、融資をご希望される方は、経営企画管理部まで至急ご連絡ください。

【対象】主業農林漁業者

総所得の過半が農林漁業による所得又は粗収益が200万円以上の個人、総所得の過半が農林漁業による所得又は農林漁業による売上高が1千万円以上の法人

【使途】農林業経営の維持安定に必要な長期運転資金

【融資限度額】

一般…1200万円

特認…※年間経営費等(キャッシュアウトから減価償却費等を除く)の12/12内

【返済期間】15年以内(うち据置期間3年以内)、繰り上げ返済不可

【利率】(0.1%とされていますが、

全国木材協同組合連合会が借入者に利子助成を10年間行うため融資当初から10年間は実質無利子・無担保・無保証

さらに「コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価上昇等の影響を受けた農林漁業者の皆様向け特例措置について」による融資もあります。

この融資は、コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価上昇等の影響により経営の安定維持が困難となった方を対象に別枠として、一般は600万円、特認(※)は年間経費等の6/12以内の融資が受けられます。

上記2つの融資を併せると、最大で、一般にあつては1800万円まで、特認(※)にあつては年間経費等の18/12(150%)までの融資となります。

※特認の要件は、簿記記帳を行っている方で、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合とされています。

その他、中小企業庁においては、

コロナ感染症の影響が経済社会に深くあり、未だ回復の兆しが見えにくいことから、民間ゼロゼロ融資の返済開始時期が2023年7

月〜2024年4月に集中する見込みとなつている状況を踏まえ、民間ゼロゼロ融資からの借り換えに加え、他の保証付融資からの借り換えや、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応する新しい保証制度(コロナ借換保証)を創設し、1月10日から運用を開始しています。

【保証限度額】民間ゼロゼロ融資の上限額6千万円を上回る1億円(100%保証の融資は100%保証で借り換え可能)

【保証期間等】10年以内(据置期間5年以内)

【保証料率】0・2%等(補助前は0・85%等)

売上高または利益率の減少要件(5%以上)、もしくはセーフティネット4号(突発性災害・コロナ感染症を含む)または5号(指定業種・素材生産業、一般製材、合板・

集成材製造)の認定取得が要件。また、金融機関による伴走支援と経営行動計画書の作成が必要です。

4月からの伐採造林届の添付書類について
〜罰則があります!!〜

重要!

ご承知のとおり、森林の立木を伐採するときには届け出が必要となっております。

森林法により義務付けられた届け出は、3つあり、「伐採及び伐採後の造林の計画の届出(伐採造林届)」、他に、「伐採後の造林に係る森林の状況の報告」、「伐採後の森林の状況の報告」について、施業段階ごとに提出が必要となります。提出の無い場合は、罰則規定の対象となりますので、ご注意ください。

森林法施行規則が改正され、この4月から、これまで市町村が伐採造林届を受理する際に添付を求めていた書類を全国で統一することとなりましたので、その概要をお知らせいたします。

一 森林法により義務付けられている届け出

(森林経営計画に基づく計画伐採については、後日提出が認められています。計画を市町村の林務担当課でご確認下さい)

- 1・伐採及び伐採後の造林の届出
森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、事前に伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行う
提出の時期…伐採を始める90日から30日前までに
- 2・伐採に係る森林の状況報告
(連名の場合は伐採者)
提出の時期…伐採を完了した日から30日以内
- 3・伐採後の造林に係る森林の状況報告(連名の場合は造林者)
提出の時期…造林を完了した日から30日以内

NEW

二 令和5年4月1日以降の造林

伐採届の添付書類

- 1・森林の位置図・区域図
届出対象の森林の位置および伐採区域がわかる図面(縮尺は任意

です)

2・届出者の確認書類

個人・氏名・住所がわかる書類
(運転免許証など)の写し
法人・法人の登記事項証明書な
どの写し、法人番号が記載された
書類

3・他法令の許認可関係書類(該
当する場合のみ)

届出対象の森林の伐採に関し、
他の行政庁の許認可が必要な場合
に、その申請状況がわかる書類(許
認可後の場合は許可書の写しなど)

4・土地の登記事項証明書等

土地の登記事項証明書や固定資
産税納税通知書の写しなど届出者
に土地所有権または造林権原があ
ることがわかる書類

5・伐採の権原関係書類(届出者
が土地所有者でない場合)

立木の売買契約書など届出者が
立木を伐採する権原を有すること
がわかる書類(事後のトラブル防
止となりますので、契約書の作成
に努めて頂くようお願い致します)。

6・隣接森林との境界関係書類

伐採区域に関し、隣接森林所有
者との確認状況がわかる書類
※以下のいずれかに該当する場合
には、添付を省略することができ
ます。

① 単木的な伐採など境界に隣接し
ない場合

② 境界杭などにより境界が明らか
な場合

③ 誓約書の提出等により届出後伐
採前に境界確認を実施することを
明らかにした場合

詳細については、各市町村の林
務部局にご確認ください。

また、林野庁HPに掲載の「伐
採及び伐採後の造林の届出等の制
度に関する市町村事務処理マニ
ュアル」についてもご参照ください。

林野庁HP
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/batsuzoutodokede.html>



令和5年度 税制改正
の大綱について

インボイス申請が3月
末までから9月末までに
延長!!)

令和4年12月23日、令和5年度

税制改正の大綱が閣議決定されま
した。この中で、林業・経営一般
に関連する内容で重要と思われる
ものを、抜粋してご紹介いたしま
す。

●石油石炭税

・農林漁業用A重油に対する石油
石炭税の免税措置の適用期限が5
年延長

※輸入A重油は免税、国産A重油
は還付

●印紙税

・新型コロナウイルスにより影響
を受けた事業者に対して行う、「特
別貸付けに係る消費貸借に関する
契約書」の印紙税非課税措置の適
用期限が1年延長

●不動産登記に係る登録免許税

・土地の売買による所有権移転登

記等に対する登録免許税の税率軽
減措置(2%↓1.5%)が3年
延長

・信用保証協会や農業信用基金協
会等(独立行政法人農林漁業信用
基金も含む)を抵当権者として設
定する登記について、登録免許税
の税率軽減措置(債権金額に対し
て0.4%↓0.15%)が2年延
長

●法人税及び所得税

・中小企業者等の年800万円以
下の所得金額に適用される法人税
の軽減税率15%について、適用期
限が2年延長

・中小企業者等が、機械等を取得
した場合に、取得価額の30%の特
別償却又は7%の税額控除を選択
適用できる「中小企業投資促進税
制」について、適用期限が2年延
長

・中小企業者等が、生産性向上等
を図るため一定の設備の取得等を
した場合に、即時償却又は取得価
額の10%の税額控除を選択適用で
きる「中小企業経営強化税制」に

ついて、適用期限が2年延長

●インボイス制度

・申請期限について、令和5年9月30日までにインボイスの申請を行えば、制度が開始する10月1日が登録開始日となります

・一定規模以下の事業者で、免税事業者からインボイス発行事業者になった場合、消費税の納税額を売上税額の2割とする軽減措置を3年間実施

・一定規模以下の事業者が行う、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくても、帳簿の保存のみで6年間仕入税額控除

・1万円未満の対価の返還等について、インボイスの発行が、事業規模問わず免除

●電子帳簿保存法

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関して

・基準期間の売上高が5000万円以下の事業者は、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じられ

るようになっている場合には、検索要件の全てが不要（現行の条件は1000万円以下）

なお、税制改正は、閣議決定に基づき、国会審議を経て4月施行となる見込みです。大綱の全内容は、財務省のHPからご覧いただけます。

財務省HP
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html



お知らせ

令和4年度中央研修会の開催日が決定しました

先月号に掲載した、令和4年度森林林業中央研修会について、当組員を対象とした研修会を次のとおり開催します。

【日時】令和5年2月28日（火）

10:00～15:00（終了時刻は予定）
【場所】いわて県民情報交流センター アイーナ 8階 研修室812

【内容】林野庁等による講義映像の視聴

参加者には当組合から参加証明書を発行いたします。

なお、参加希望については、2月21日（火）までに経営企画課までお願いいたします。

2月末まで!!

「自己研鑽研修助成金」の申請について

当組合員の役員・従業員が技術や知識向上のため、外部研修会等に参加した場合や、独自に研修会等を開催した場合、その経費の一部を助成します。

今年度より助成金額及び申請様式を改定しておりますので詳細については経営企画課 吉田までお問い合わせください。

申請期限は2月末日までとなっておりますので是非ご活用ください！

「再造林促進奨励事業」の助成希望者を募集

当組合では、再造林を促進するため、「再造林促進奨励事業」として組合員が実施した再造林に対して助成を行っています。

今年度の助成希望を受け付けておりますので是非ご活用ください。

【助成条件】

組合員が伐採した人工林伐採跡地（前年度伐採も可）で、重機（グラップル等）を使用した機械地帯えを行っていること。

※青森県、岩手県、宮城県、山形県については各県の再造林基金からの助成を受けていない場所での再造林に限ります。

助成金申請に係る申請書等につきましては、ノースジャパン素流協のHPからダウンロードできます。

本助成金に関するお問い合わせは経営企画課 野田までお願いいたします。

ちよつと気になる木の話

HWPの流れ
 — 今、森林・林業・木材業界が
 真剣に取り組むべき課題 —

HWPって何？HWPとは、Harvested Wood Productsの略語である。直訳すれば、「伐採された木材製品」となる。それでは、歴史から話してみよう。

地球温暖化防止のため、温室効果ガスの削減が必要とされ、だれもが知っているCOP3京都議定書において、第一約束期間のルールが定められた。

この時、森林が炭素を吸収し、木材に固定される森林吸収量は合意されたが、木材に固定された炭素は、木材が伐採・搬出された時点で大気中に放出されるものと定義された。

これに対して、日本は、伐採・搬出されても炭素は木材に固定されており、木造住宅、木質内装、木材加工品のまま、長い間炭素を放出していないと主張した。

日本は、最古の木造建築物である法隆寺の五重塔等、古くから炭素を

固定し続けている木材建築物を抱えている。真に、「木の文化の国」である。何としても固定した炭素の放出時点を再チャレンジするべきと考えていた。

しかし、欧米主導のCOPを動かすには、欧米の理解を得なくては成立しない時であった。やっと、2011年のCOP17（南アフリカ共和国のダーバン開催）において、HWPが認められることとなった。各国が住宅等に使われている木材に貯蔵されている炭素量の変化を計上するルールができたのである。いわば「炭素貯蔵効果」である。わかり易くいえば、木材製品に貯蔵される炭素固定量が地球温暖化防止に寄与することとなったのである。木材は他の資源に比べて、製造時の炭素排出量が少ないのも評価の一つの鍵である（追記、炭素固定期間を長くするためのリフォームの推進や建築廃材のPB等へのリユースも必要）。

尚且つ、これは国内の森林からの木材で、我が国でカウントできるのは国産材のみである。極めて画期的なのである。「やったくー！」と喜んだものである。

そして、2012年の補正予算で木材利用ポイント制度が始まる。国産材利用を進める上で、政策的バックボーンが確立したといえる。公共建築物等木材利用法の時に、構造材だけでなく内装材、家具等も含むとしていたので、タイムミングとしても「バッチン!!」だったといえる。

もう既に、木材担当は離れていたが、建物の地盤を支える地中杭や屋上に設置する木製水槽等もポイントの対象になるのか？ならぬのか？と相談が寄せられたものである。

ここにきて、地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は更なる喫緊の最重点課題となっている。石炭火力の削減ペースの加速や、石炭電力を使った鉄、コンクリート等への賦課課税の動きもEUで

はみられる。日本においてもGX（グリーン・トランスフォーメーション）が政策の重要課題として打ち上げられ、経団連に入る大手企業も賛同してきている。同時に、住宅需要から非住宅需要への木材利用も法律改正され、進んできている。もちろん、建築コストとかの経済的側面もあるが、一番は地球温暖化対策としての環境貢献である。

このように考えると、京都議定書時代から日本が主張してきた木材製品への炭素固定効果のHWPのおかげともいえる。

ここで、森林吸収源と同様にクレジットの取引が進むとすれば、企業の取組みも更に加速すると考えられる。

このような世界標準のルールづくり、仕組みには、日本主導のもの、あまりない。日本が求めたHWPについては、クレジット売買制度も日本主導したいものである。国産材時代への産学官の夢である。

「もちろん正夢!？」

令和5年1月分の販売実績

樹種	合板・LVL用			製材・集成材・その他用			計		
	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	9,986	97.7	75.0	8,164	99.4	105.3	18,150	98.4	86.2
カラマツ	5,685	127.3	245.5	61	71.4	5.3	5,746	126.3	165.9
アカマツ	1,533	109.4	34.4	299	98.9	104.4	1,832	107.5	38.6
その他	0	*	*	370	29.7	67.2	370	29.7	67.2
合計	17,204	106.9	85.6	8,894	90.3	91.4	26,098	100.6	87.5

樹種	燃料用		
	当月出荷量 (t)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	2,452	40.1	45.0
カラマツ	2,475	83.7	53.7
アカマツ	952	42.3	40.3
その他	0	0.0	0.0
合計	5,879	51.9	46.3

樹種	今年度累計			
	合板・LVL用 (m³)	製材・集成材・その他用 (m³)	計 (m³)	燃料用 (t)
スギ	122,796	83,586	206,382	44,230
カラマツ	42,626	14,312	56,938	27,424
アカマツ	20,814	2,161	22,975	16,350
その他	7	5,519	5,526	604
合計	186,243	105,577	291,821	88,607
目標達成率 (%)	77.6	60.3	70.3	65.6
計画量	240,000	175,000	415,000	135,000

注)*印は前月又は前年同月実績がなかったことを示す。

【令和5年1月の需給動向】

- 合板工場の生産調整(減産)は更に強まる状況のため、原木の受入制限は当面続く見込み。
- 輸入製品の影響を受け集成材製品は値下げが厳しく、原木価格も値下げ傾向となる。
- スギの高齢級(銘木)・広葉樹用材・バイオマス材(低質材)の原木は不足している。

耳からウロコ

構造用合板における
国産材利用は新流通から？

ー本当は、もう少し
早かったはずだがー

現在、国内の合板工場において、国産材

針葉樹の構造用合板製造は一般的で、外材利用は、米マツ、ロシア単板等一部での利用となっている。林野庁の新流通システムが転換の契機とされている。しかし、本当はその前にスタートする予定だった？木材自給率とん底の時代の平成7、8年頃に、国産材利用を促進するための勉強会を自主的に開催することとなった。主体は、木材収入の確保が課題だった国有林の販売推進室である。そこで、2つの勉強会のうち一つが三井物産林業との勉強会である。その題材が、本格的国産スギ利用の合板の製造プロジェクトだった。何回かの勉強会の後、とある〇〇合板工場で本格的に利用するため、単板工場を新設することとなった。

利用する合板工場の立地から、単板工場は鹿児島県内に立地することとして、県庁にもご相談して、大口市の原木市場の隣接地を候補地として選定できた。ここなら丸

太の入荷もし易く、単板で運べば運賃負担も可能との判断だった。

いよいよ計画を発表して着手しようとした時、福岡県の予定工場であるD谷産業が倒産してしまった。計画は流れたのである。その後、就任したばかりの木材課長が現れ、「何か良い予算案はないかな」と上司との会話があった。

そこで、是非これということでも新流通システムへとバトンタッチすることとなったのである。しかし、今もまだ国内に単板製造のみの工場は新設されていない。山元からの運賃を抑え、立木価格を上げられる内陸立地工場のチャンスと未だに思っている。それでも、当時の三井物産林業の方々には深く感謝である。

もう一つの勉強会も秘話であるが、木造住宅での国産材利用率を上げるため、林産課長、住宅・木材技術センター理事長を務めた下川さんがおられたこともあり、住友林業さんと始まった。

結果、木づれパネルをラジアータインから国産材に転換することとなった。材料を国産材に転換したので、サイズはラジアータインのままであったが…。

少なくとも、国産材時代に向かつての一步には間違いないと今でも確信している。